

一般社団法人三沢青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人三沢青年会議所と称し、英文名を「Junior Chamber International Misawa」と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を青森県三沢市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
- 3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 会員の指導力の開発を図る事業
- (4) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (5) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (6) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (7) 会員相互の親睦を図る事業
- (8) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 会員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員)

第8条 三沢市内及びその周辺地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日（その日に理事である者にあつては、当該事業年度に関する第21条第3項の通常総会の終結の時）までは、正会員の資格を有する。

（賛助会員）

第9条 本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において承認されたものを賛助会員とする。

（入会）

第10条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

（会員の権利）

第11条 正会員は、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 賛助会員の権利については、総会において別に定める。

（正会員の義務）

第12条 正会員は、本定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

（会費の納入義務）

第13条 正会員は、毎事業年度ごとに所定の納期に会費を納入しなければならない。

2 賛助会員の会費については、総会において別に定める。

（会員資格の喪失）

第14条 正会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- （1） 退会したとき。
- （2） 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- （3） 総正会員の同意があつたとき。
- （4） 除名されたとき。

（退会）

第15条 正会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、事業年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。

2 会費納入前に退会届を提出しても、その事業年度の会費は納入しなければならない。

3 賛助会員の退会等については、別途規程に定める。

（除名）

第16条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

- （1） 本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

- (2) 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき。
 - (3) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (4) 総会、例会及び委員会の出席義務を履行しないとき。
 - (5) その他正会員として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 正会員を除名したときは、除名した正会員に対し、その旨を通知しなければならない。
 - 4 賛助会員が、定款第16条第1項の各号いずれか一つに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

(休会)

第17条 正会員は、やむを得ない事由により長期間各種会議・行事に出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第18条 正会員は、第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 正会員は、その資格を喪失しても、既納の会費の返還その他いかなる請求もすることができない。

第3章 総会

(構成)

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 理事長候補者の選出
- (5) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ア) 会員資格規程
 - イ) 役員報酬規程

- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に定める事項及び本定款に定める事項
(種類及び開催)

第21条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年2月と9月に開催する。
- 3 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長又は出席した正会員のうち理事長の指名した者がこれに当たる。ただし、第21条第4項第2号の規定に基づき臨時総会を開催した場合、又は理事長が総会に出席できない場合は、出席した正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第24条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第25条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項を除き、出席正会員の有する議決権数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第26条 総会に出席することができない正会員は、総会ごとに他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第24条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の種類及び員数)

第28条 役員の種類及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事 6名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 本会議所の役員は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、本会議所の正会員の中から選任しなければならない。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、他の役職を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

5 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。

7 前各号に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する第21条第3項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する第21条第3項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。また、事務局を統括し、本会議所の業務を執行する。

5 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会議所の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員解任)

第33条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長及び顧問)

第34条 本会議所に、任意の機関として、直前理事長及び顧問を置くことができる。

2 直前理事長は、前理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。

3 顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会員の中から総会において選任し、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行うことができる。

(役員報酬等)

第35条 役員及び直前理事長、顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとする。

2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第36条 本会議所に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の監督
- (2) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (3) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 前各号に定めるほか、本会議所の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

3 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 次条第2項又は第3項に定めるとき。
- (3) 第32条第1項第5号に定めるとき。

(招集)

第39条 理事会は、本定款に別に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事・各監事・直前理事長及び各顧問に対し、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は各理事・各監事・直前理事長及び顧問の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。ただし、理事長が理事会に出席できない場合は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事がこれに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

第6章 例会及び委員会

(例会) 第44条

本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第45条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査・研究・審議し、及び実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第46条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。2

委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。

4 前条及び本条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第47条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 本会議所の経費は、前項の収入をもってこれに充てる。

(基金の募集)

第48条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第49条 基金の募集、割当て、抛出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事の過半数の決定により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金抛出者の権利)

第50条 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその抛出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第51条 基金の返選は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事の過半数の決定により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第52条 基金の返選を行うときは、返還をする基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

(財産の管理及び運用)

第53条 本会議所の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は総会において別に定める。

(会計原則)

第54条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会議所の事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第56条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録（以下「計算書類等」

という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第21条第3項の通常総会において承認を得るものとする。

- 2 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第8章 管理

(事務局)

第57条 本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書等
- (7) 計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令に定めるもののほか、次条第2項の規定により定めるところによる。

第9章 情報公開及び個人情報の管理

(情報公開)

第59条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況・運営内容・財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の管理)

第60条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の管理に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の管理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第61条 本会議所の公告は、電子公告または掲示による。

2 やむを得ない事由により、電子広告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第62条 本定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第63条 本会議所は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第64条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由による他、総会において総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(一般目的取得財産残額の贈与)

第11章 補則

(委任)

第65条 本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

令和7年1月 6日 制定

一般社団法人 三沢青年会議所運営規程

(目的)

第1条 本規程は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易にするために定款第37条第3号の規定に基づき、組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条 本会議所の役員は、それぞれの職務に応じて次のとおりその仕事を遂行する。

(1) 理事長は、一般社団・財団法人法の代表理事として本会議所を代表し、その仕事を執行する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の仕事を執行する。又、理事長に事故あるときは、その仕事を代行する。

(3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。又、事務局を統括し、次に掲げる仕事を処理する。

- 1 財産目録、社員名簿等の常備に関する事項
- 2 法人の登記に関する事項
- 3 庶務、文章、慶弔等に関する事項
- 4 用具及び備品の管理に関する事項
- 4 事務局の総括およびその人事、給与等に関する事項

(4) 理事は、理事長を補佐し、仕事を処理する。又、理事会に出席して、次の事項を審議処理する。

- 1 定款及び諸規定に関する事項
- 2 総会及び例会に関する事項
- 3 会員の入会、大会および除名に関する事項
- 4 会員並びに委員会の褒賞に関する事項
- 5 会員の出席向上に関する事項
- 6 委員会または部会の編成および設置改廃に関する事項
- 7 新入会員の指導に関する事項
- 8 事業計画の立案及びその実行、並びに事業報告に関する事項
- 9 委員会活動の助長およびその実行、並びに事業報告に関する事項
- 10 広報活動に関する事項
- 11 その他の事項

(5) 直前理事長、顧問は理事長を補佐し、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条例会は原則として毎月1回以上開催し、その日時については年当初に決定する。但し、理事会の決議によりこれを変更することができる。

2 正会員は通常総会・臨時総会・例会・所属委員会及びその他本会議所が催す会合に出席しなければならない。総会・例会・委員会において欠席・遅刻・早退する場合は、必ず理由をつけて予め届け出なければならない。

(委員会に関する事項)

第4条 定款第46条に基づいて、本会議所の目的達成に必要な事項を研究・審議・実施するために委員会を設置する。

2 委員長は、理事として委員会を代表し、その活動を総轄する。副委員長は、委員の中から委員長の推薦により選び、委員長を補佐し委員会活動を円滑ならしめる。

3 委員会の構成は、次の通りとする。

委員長 1名

副委員長 1名

委員若干名

委員会の会合には、他委員会より委員を派遣することができる。

(委員会の任務)

第5条 委員会は毎月1回以上の会合をもち、独自の事業計画の立案、及び総会・理事会において決定した事業計画の実施の推薦体となる。

(室に関する事項)

第6条 前条第1項の規定に関わらず、本会議所の長期的な事業計画及び財政計画立案のため、又委員会の事業を指導あるいは統轄するために必要があると認められるときは、理事会の決議に基づいて室を設置することができる。

2 室には、室長および若干名の室員を置く事が出来る。

室長は、理事をもってこれにあたる。

令和7年1月6日制定

一般社団法人 三沢青年会議所役員選任規程

第1章 総則

第1条 本規程は一般社団法人三沢青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第29条に基づき本会議所の役員の選任に関する事項を規定する。

- 2 本規程に従って推薦された理事候補者、監事候補者は総会において選任される。
- 3 理事長候補者は、第2回通常総会後に開催される理事会において承認される事により、正式に理事長に就任する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 理事長候補者・監事候補者名簿（以下「選考名簿」という。）を作成するとともに、公選理事候補者を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会を置く。

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員数名により構成する。委員長は理事の中から、委員は正会員の中から当該年度理事長が指名し、5月理事会の承認をもって選出する。

第4条 委員長は選挙管理委員会の会務を統轄し、理事会において委員会を代表して役員選出に関する事務について報告をなす他、必要に応じて意見を述べる事ができる。

- 2 選挙管理委員会は委員長の不測の事態に備えて、これを代理する者を備えておく。

第5条 選挙管理委員会の任期は、選出された日より5ヶ月間とする。但し、理事会の決議により任期を延長する事ができる。

第3章 理事長候補者・監事候補者選考委員会

第6条 次年度の理事長候補者及び監事候補者を選出する為に、理事長候補者・監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

第7条 選考委員会は選挙管理委員会の承認と同時に設置する。

第8条 選考委員会の委員長は、当該年度理事長がこれにあたり、委員は当該年度副理事長並びに専務理事により構成される。

- 2 正会員のうち、理事長を経験した者は、選考委員会の委員とする。
- 3 選考委員会は選考名簿を基に理事長候補者・監事候補者を選出する。

第4章 理事長候補者・監事候補者の選出

第9条 選考委員会は、選考名簿を基に、委員全員の合議によって次年度の理事長候補者1名及び監事候補者1名以上を選出する。

第10条 本規程第8条によって選出される次年度の理事長候補者は、下記の事項を満たす者とする。

- (1) 年会費納入済みの者
- (2) 次年度において正会員の資格を持つ者
- (3) 副理事長、専務理事、監事、室長の経験の有る者

第11条 本規程第8条によって選出される次年度の監事候補者は、下記の事項を満たす者とする。

- (1) 年会費納入済みの者
- (2) 次年度において正会員の資格を持つ者
- (3) 理事を経験した者
- (4) その他、上記(3)を満たし特別の理由により選考委員会が認めた者

第12条 選考委員会は、本章に定める所に従い、次年度の理事長候補者及び監事候補者を選出した上で、その氏名を6月理事会に通知しなければならない。

第5章 公選理事候補者

第13条 次年度の理事候補者（理事長候補者を除く）のうち、6名の理事は正会員の直接選挙により、選出する事とする。

第14条 公選理事候補者選挙の選挙権を有する者は、正会員のうち、次の各号を満たす者とする。

- (1) 会費納入済みの者

第15条 公選理事候補者選挙の被選挙権を有する者は、正会員のうち、次の各号を満たす者とする。

- (1) 会費納入済みの者
- (2) 理事長候補者・監事候補者選出委員会で理事長候補者及び監事候補者に選出されなかった者
- (3) 次年度において正会員の資格を持つ者

第16条 選挙管理委員会は本規程第13条及び第14条に基づき、選挙人及び被選挙人名簿を作成する。そして、6月理事会後3日間、本会議所事務局に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第17条 前条名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間内に理由を記載した文書をもって、選挙管理委員会に異議申し立てる事ができる。

2 異議申し立てがあった場合、選挙管理委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加あるいは更正を、異議申し立て日より3日以内におこない、且つ遅滞なくその決定を告知し、告知日よりさらに3日間本会議所事務局に備え付けて正会員の縦覧に供し、再度、異議申し立てを受け付ける。但し、縦覧期間経過後の異議申し立ては認めない。

第18条 投票用紙は有権者1名につき1枚とする。

2 投票は、被選挙人のうちより6名を連記し、無記名でおこなう。

3 選挙すべき数より多くあるいは少なく記入された場合、被選挙人以外の者の氏名を記入した場合、同一者の氏名を重複して記入した場合は、その得票用紙の全ての票を無効とする。

4 7月例会をやむをえず欠席する場合は、不在者投票をすることができる。

第19条 開票は選挙管理委員会が行い、当該年度監事立会いの上、これを行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙すべき数より多くあるいは少なく記入されたもの、被選挙人以外の者の氏名を記入したもの、同一者の氏名を重複して記入したものはすべて無効とする。

3 その他、投票の有効、無効は選挙管理委員会に一任する。

第20条 当選者は、得票多数の上位者より決定する。尚、最低位同得票の場合には、会員経験年数の多い者を優先順位とする。又、得票同数、会員経験共に同じ場合は年長者を上位とする。

第21条 選挙管理委員会は、当選者が確定した時は、遅滞なく当選者の氏名を理事会及び全正会員に通知しなければならない。

第6章 理事候補者及び副理事長候補者の指名選出

第22条 次年度の理事長候補者は、前章に定める公選理事候補者選挙によってその当選者が確定した日から総会までに、定款第28条第1項第1号に規定する理事数の範囲内で、指名により理事候補者を選出することができる。

2 理事長候補者によって指名選出される理事候補者は、当該年度の9月末日現在における正会員たる事を要する。但し、下記に掲げる者は被選者になり得ない。

- (1) 選出委員会において監事候補者に選出された者
- (2) 第5章に定める公選理事候補者選挙によって、当選が確定した者
- (3) 次年度において正会員の資格を有さない者
- (4) 会費の納入を遅滞している者、但し、当該年度の理事長に会費納入方法に関する承認を得ているものはその限りではない

第23条 選考委員会は、前条の理事候補者の指名選出後直ちに選挙により選出された理事候補者及び理事長候補者により指名選出された理事候補者の中から、次年度の副理事長候補者3名以内、専務理事候補者1名を協議により選出する。又、必要に応じて室長候補者を2名以内で協議により選出することができる。

第7章 通知、報告、承認

第24条 当該年度の理事長は、本規程の定める所によって選出された次年度の役員候補者の氏名を、速やかに全会員に通知しなければならない。

第25条 当該年度の理事長は、当該年度中に開催する総会において、理事及び監事を選任し、理事長候補者を選出しなければならない。

第8章 役員候補者の補充選出

第26条 総会において選任された理事又は監事に定款上の欠員が生じた場合は、選考委員会において理事候補者又は監事候補者を選出し、総会において選任しなければならない。

- 2 理事長候補者に欠員が生じた場合は、前項の規定を準用する。
- 3 理事長候補者以外の理事候補者に欠員が生じた場合は、正会員の中から理事長候補者が指名し、総会で選任しなければならない。
- 4 監事候補者に欠員が生じた場合、選考委員会により補充選出をおこない、総会において選任しなければならない。

第9章 役員の補充選出

第27条 本会議所定款第28条第3項の規定により選定された理事長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の決議により選定する。

- 2 監事の場合は、本規程第26条第4項の規定を準用する。
- 3 副理事長、専務理事及び室長の場合は、本規程第27条第1項の規定を準用する。
- 4 委員長の場合は、正会員の中から理事長が指名し、総会において理事の選任を経て、理事会において承認しなければならない。

(細則)

第28条 本規程の改廃は、理事会の決議を以っておこなう。

令和7年1月6日制定

一般社団法人三沢青年会議所 会員資格規定

第1条 本規程は、一般社団法人三沢青年会議所定款第20条第7号の規定に基づき、本会議所の会員の資格及び会費に関する事項を定める。

(入会に関する事項)

第2条 本会議所に正会員として入会するには、入会后1年以上の正会員2名以上の推薦を必要とし、所定の様式に従い入会申込書を提出しなければならない。推薦者は本人との関係及び推薦理由を理事長宛に提出しなければならない。

- 2 入会希望者は、理事長面談により入会の審査を行い、理事会において仮入会の可否を決定する。
- 3 仮入会后2か月以内に例会に1回以上出席し、本人が入会を希望したときは、理事会において正式入会を承認する。本条に定める出席義務を履行しない場合は、理事会の決定により入会を許可しない。ただし、止むを得ない事由により出席義務を履行することができない場合には、理事会の決定に基づき更に1か月間の猶予期間を設けることができる。
- 4 企業出向による正会員が転勤などにより退会し、その会員の後任者が入会を希望した場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の決定により入会を認めることができる。ただし、前任者及び正会員2名以上の推薦を必要とする。
- 5 他の青年会議所の正会員で、転居等により本会議所に入会を希望する者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該青年会議所の理事長の推薦状をもって、理事会の決定により入会を認めることができる。

(賛助会員に関する事項)

第3条 本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人又は法人その他の団体は、理事会の決議により賛助会員として入会することができる。

- 2 賛助会員として入会を希望する者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 3 賛助会員は、本会議所におけるすべての選挙権・被選挙権を有しない。
- 4 賛助会員の退会については、正会員に準ずる。

(会費納入に関する事項)

第4条 本会議所の会費及び納入期限は、次のとおりとする。

正会員費 年額140,000円

賛助会員費 一口10,000円(年額)

- 2 正会員会費は、原則として毎年1月末日までに全額納入しなければならない。但し、予め理事長へ分納の申し出があった場合はこれを認める。
- 3 前項の規程により分納が認められた場合は、1月末日までに半額を納入し、残額については6月末日までに完納しなければならない。但し、前述の方法により納入できない場合は、専務理事との協議のうえ分納することができる。
- 4 事業年度の途中で入会した会員の会費及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 正会員として入会を認められた場合、年会費を月割りし、入会月より年度末月まで月数に月割り金額を乗じた金額とする。
- (2) 月割りした場合、千の位未満は、切上げをする。
- (3) 納入期限は、正式入会を認められたと同時に全納するものとする。ただし、事情により全納できない場合は、分納することができる。

5 企業輩出の正会員が勤務等により退会し、その会員の後任者が1年以内に入会を認められた場合、その退会した者が退会前に会費を全納した場合は新たに入会した後任者からは会費を徴収しない。退会した者において会費が全額納入されていないときは、その後任者は残額を納入しなければならない。

6 賛助会員の会費については事業年度の途中での入会であっても、会費は最低一口分の年会費を徴収する。

(会費の用途)

第5条 前条第1項に定める会費は、用途を定めず徴収し、本会議所の運営及び事業費に充てるものとする。

(会員資格調査委員会)

第6条 会員に関する調査機関として、会員資格調査委員会を設置する。

第7条 会員資格調査委員会は、理事会において選任された委員により構成する。

- 2 会員資格調査委員会の委員は5名以内とし、理事長が、直前理事長、副理事長、専務理事の中から指名する。
- 3 委員の互選により委員長1名および副委員長各1名を選出する。
- 4 委員の任期は、定款第30条第1項の規定を準用する。

(会員資格調査委員会の任務)

第8条 会員資格調査委員会は、会員の失格に関する事項につき理事長に報告するものとする。

(会員失格に関する事項)

第9条 会員は、他の会員が定款第16条の各号に該当する可能性があると認めた場合は、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた理事長は会員資格調査委員会に実態の調査を依頼し、会員資格調査委員会は速やかに調査を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

(会費納入義務に関する事項)

第10条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は納入期限から1か月毎に2度催促を行い、会費納入状況について理事会に報告しなければならない。

2 前項の催促を受けても納入しない会員に対しては、納入期限から3か月後に督促状を送付し、会費納入状況について理事会に報告しなければならない。

3 前項の督促を受けても納入しない会員に対しては、理事長が会員資格調査委員会に当該会員の調査を依頼し、会員資格調査委員会は速やかに調査を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

(例会等出席義務に関する事項)

第11条 例会に対して欠席が連続3回におよんだ正会員については総務委員長が、3箇月の間、所属委員会への出席が無い正会員については当該委員長が、その状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事長は、理事会への報告を受けて、会員資格調査委員会に当該会員との面談を含む調査を依頼することができる。

3 前項の依頼を受けた資格審議委員会は速やかに調査を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

(報告)

第12条 理事長は、本規程第9条第2項又は第10条第3項、もしくは第11条第3項の報告を受けたときは、理事会に報告し、適切に対応しなければならない。

(休会に関する事項)

第13条 長期にわたる病気、出張等により長期欠席を余儀なくされるときは、休会届けを提出しなければならない。ただし休会中の会費は、本規程第4条第1項に定める正会員会費の半額とし、全額一括納入しなければならない。

(会員の情報変更に関する事項)

第14条 正会員は、諸事情により勤務先、住所、連絡先等が変更となった場合は、専務理事に変更届を提出しなければならない。

2 賛助会員も前項と同様とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

令和7年1月6日制定

一般社団法人三沢青年会議所 庶務規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第37条第3号の定めに基づき、事務局・会計経理・慶弔・旅費などの庶務に関する事項を定める。

(事務局に関する事項)

第2条 総会及び理事会の議事録は、理事長もしくは理事長の委任した者が作成し、事務局に備え付けるものとする。事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書又は電磁的記録を整理保存しなければならない。

- 1 本会議所の定款並びに諸規定（永久保存）
- 2 総会及び理事会議事録（次年度より10年）
- 3 本会議所内部だけの文書綴（次年度より1年）
- 4 日本青年会議所及び青年会議所関係の文章綴（次年度より1年）
- 5 本会議所および日本青年会議所の会報とニュース綴（次年度より1年）
- 6 事務局日誌（次年度より5年）
- 7 受発信簿（次年度より1年）
- 8 会計諸帳簿及び役員名簿、会員名簿（次年度より5年）
- 9 会員台帳（永久保存）
- 10 前1号から9号に属さない文書綴（次年度より1年）

(会計、経理に関する事項)

第3条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿 総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿
- (2) 決算書類及び諸表

貸借対照表・内訳表、正味財産増減計算書・内訳書、未払金明細表、未収金明細表、収支計算書、事務報告書、剰余金（欠損金）処分計算書、財産目録

- (3) 伝票

入金伝票、出金伝票、振替伝票

- 2 予算は、定款第37条の定めるところにより理事会において案を作成し、承認の決議を経なければならないが、案の作成に当たっては各委員会の計画を尊重すると共に、計画基盤を正確且つ具体的にしかも実行可能であるように注意しなければならない。

3 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努めなければならない。但し、予算の趣旨を逸脱するような場合は総会の決議を経なければならない。

4 単位事業が終わったとき、担当委員長は速やかに計算書・証憑及び関係書類を揃え、専務理事を経由して理事会に提出しなければならない。

5 金銭の出納は、財務担当理事の責任とする。但し、日常の経費に充てる為の小口の現金を事務局に預ける事ができる。事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差支えない。

6 出納にあたっては、次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとする。入金した現金及び小切手は、当日中に銀行へ預け入れ、手元の現金は事務局の小口資金を含め小額の現金とする。

(1) 収入について発行した領収の控

(2) 支出については支払先の領収書

(3) 領収書徴収不能のものについては、担当委員長が発行した支払証

7 会計は、努めて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は一般社団法人三沢青年会議所とし、理事長職名印を使用する。

8 決算にあたって、前払費用・未払費用・未収金・未払金等を整理し、仮払金・仮受金は原則としてそれぞれ担当する科目に振替え、関係帳簿を照合かつ整理し、銀行預金残高証明等証拠書類を揃え、速やかに定款第56条に定める決算書類を作成しなければならない。この整理は財務担当者の責任とする。

9 理事会は、財務担当者より提出された決算書類を審議し、監事の監査を受けなければならない。

10 監事は、定款第32条の規定に従い予算執行の状況を監査するとともに、次の事項を監査し総会に報告しなければならない。このために必要と認めるときは、書類等の提示又は説明を理事会に求めることができる。

(1) 決算書類の監査

(2) 帳簿・書類、伝票及び証憑書類の照合

(3) 現金及び預金残高の確認

(4) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の保存の状況その他会計監査上必要な事項

11 会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

(1) 決算書類（次年度より10年）

(2) その他会計書類（次年度より7年）

(慶弔に関する事項)

第4条 正会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。

(1) 正会員の結婚 金10,000円

- (2) 正会員の死亡 金10,000円
- (3) シニアクラブ会員、賛助会員の死亡 金5,000円
- (4) 正会員の病気(2週間以上の入院の場合) 金5,000円
- (5) 正会員及び配偶者の出産(但し第1子に限る) 金5,000円
- (6) 正会員の配偶者の死亡 金5,000円
- (7) 正会員の両親および子女の死亡 金5,000円

以上の他、必要と認められた時は理事長の判断によりこれを決する。

(旅費に関する事項)

第5条 本会議所の用途をもって理事会より依頼又は承認を受けて出張した場合、次のとおり旅費を支給することが出来る。

- 1 三沢より目的地までの旅費の一部を負担する。
- 2 その他の費用は、本人負担とする。
- 3 事務局員の公務出張は、その実費を支給する。
- 4 各種大会の出席者には、理事会の承認を得た上で補助金を支給することが出来る。

令和7年1月6日制定

一般社団法人三沢青年会議所 基本財産等管理規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第47条第1項の規定に基づき、本会議所の基本財産の取得・維持・運用並びに処分についての必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本規定での「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

第3条 基本財産は、定款第5条に定める一般目的事業を行うために保有する。

- (1) 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。
- (2) 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。但し、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し又は担保に供することができる。

(特定資産)

第4条 特定資産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 特定費用準備資金
- (2) 事業実施積立金（特定費用準備資金）

第5条 特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は事業ごとにその資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を総会に提示し、総会は次の要件を満たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。
- 3 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
 - 4 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除く他、取り崩すことができない。
 - 5 前項に関わらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(事業実施積立金)

第6条 事業実施積立金は、総会の決議により目的を定めて事業実施積立金として繰り入れられた財産をいう。（管理責任者）

第7条 基本財産等の管理責任者は、理事長とする。

(基本財産等の管理方式)

第8条 基本財産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れるものとする。

(基本財産の運用)

第9条 基本財産等の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲において、基本財産等管理委員会に諮問したうえで、理事会の決議を経て総会の決議を得なければならないものとする。

(基本財産等管理委員会)

第10条 管理責任者の諮問機関として、基本財産等管理委員会を設ける。

(基本財産等管理委員会の構成)

第11条 基本財産等管理委員会は直前理事長若しくは副理事長が委員長となり、理事長、副理事長、専務理事、財務担当委員長及び正会員資格を有する理事長経験者によって構成する。

(基本財産等管理委員会の招集)

第12条 基本財産等管理委員会は、理事長の諮問に基づき、委員長が招集する。

(基本財産等管理委員会の決議)

第13条 基本財産等管理委員会は、過半数以上の出席がなければ決議することができない。委員会の決議は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(遊休財産の保有限度額)

第14条 遊休財産の保有限度額は、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第16条の規定の通りとする。

(基本財産等の運用益の用途)

第15条 第3条の基本財産の運用益は、定款第5条の一般目的事業の実施に使用しなければならない。

2 第4条の特定資産の運用益は、事業費・管理費等に充当する。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は総会の決議による。

令和6年1月6日制定

一般社団法人三沢青年会議所 情報公開並びに個人情報管理規定

(目的)

第1条 本規定は、定款第59条第2項及び第60条第2項の規定に基づき、本会議所の情報公開並びに個人情報の管理に関する事項を定める。

(情報公開の管理)

第2条 本会議所の情報公開に関する事務手続きは、事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料および備え置き)

第3条 本会議所の情報公開の対象とする資料は、次の各号に掲げるものとし、主たる事務所に備え置くものとする。(1) 定款その他諸規定

- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定許可等登記に関わる書類
- (5) 理事者及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿および書類

2 書類等の備え置き期間並びに閲覧については、法令の定めによる他、総会の決議により定めた規定による。

(個人情報の管理)

第4条 本会議所は、事実上知り得た個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、漏洩・改ざん・紛失などの危険防止に努めるものとする。

- (1) 本会議所は、個人情報の取り扱いに関して、定期的に監査を行い、常に継続的改善に努めるものとする。
- (2) その他個人情報の管理に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

令和7年1月6日制定

一般社団法人三沢青年会 褒賞規程

(目的)

第1条 本会議所は、青年会議所内における青年会議所運動の高揚をはかるため青年会議所運動に貢献した各委員会並びに各委員の功績をたたえ褒賞を行う。

(申請および決定)

第2条 各委員会は、所定の褒賞申請書を所定の期日までに理事長に提出する。

2 各委員長は、褒賞申請をするにあたり、各委員会及び各委員の活動状況の申請書を理事長に提出しなければならない。

(審査および決定)

第3条 褒賞の審査及び決定は、理事会において定められた方法に従い理事会が行う。

(褒賞の対象期間)

第4条 褒賞の対象となる期間並びに褒賞申請書提出締め切り期日は、理事会において定める。

(種類及び分類)

第5条 褒賞の種類および個数は、理事会において定める。

(褒賞及び授与)

第6条 理事長は、理事会の決定に従い、原則において12月例会事業において褒賞を行う。

令和7年1月6日制定

一般社団法人三沢青年会議所 役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第35条の規程に基づき、一般社団法人三沢青年会議所役員報酬規程を定める。

第2条 本会議所の役員、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができる。

2 正会員の資格を有しない監事の報酬は月額5,000円を上限とし、総会の決議によって定める。

3 前項にかかわらず、当該監事から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬を支給しない。

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項にかかわらず、役員が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 役員報酬の支給日は、その月の月額的全額を毎月末日に支給することを原則とし、その支給日が休日に当たるときは、支給日を繰り上げる。

第4条 本規程の変更及び廃止については、総会において行う。

令和7年1月6日制定